

大阪府イノシシ保護管理計画の策定について
(報 告)

平成 19 年 3 月

大阪府環境審議会 野生生物部会

目 次

1．計画策定の目的と背景	
(1)背景	1
(2)目的	1
2．保護管理すべき鳥獣の種類	1
3．計画の期間	1
4．保護管理が行われるべき区域.....	2
5．生息の現状	
(1)生息環境.....	3
(2)生息動向及び捕獲状況.....	4
(3)被害及び被害防除状況.....	12
(4)その他.....	14
6．保護管理の目標	
(1)管理目標.....	15
(2)目標を達成するための施策の基本的考え方.....	17
7．数の調整に関する事項	
(1)個体群管理について	18
(2)有害鳥獣捕獲	18
(3)狩猟	19
8．生息地の保護及び整備に関する事項	
(1)生息環境の保護	19
(2)生息環境の整備	19
9．その他、保護管理のために必要な事項	
(1)被害対策	19
(2)モニタリング等の調査研究.....	20
(3)計画の実施体制	21
(4)普及啓発	22
(5)その他.....	22
資料編.....	23
参考	
1 審議経過	31
2 野生生物部会委員	31
3 諮問文写し.....	33

1．計画策定の目的と背景

(1) 背景

大阪府は、西は大阪湾に面し、北から南は府域面積の約3割を占める北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系の森林に囲まれ、中央部には大阪平野が広がっている。平野の北東部を淀川が、中央部を大和川がそれぞれ貫流しており、都市化が進んだとはいえ、森林、平野、河川から海に至る多様な自然環境を有し、33種のほ乳類と365種の鳥類の生息が確認（大阪府野生生物目録2000.3より）されており、それらの生きものは互いに密接に関係しあいながら、自然環境そのものを創り上げている。

大阪府はこの豊かな自然環境の恩恵を受けながら発展してきたが、近年の急激な都市化の進展や生活様式の変化は自然環境に大きな影響を与え、野生鳥獣の中には、生息域の減少等により絶滅を危惧されるものが見られる。一方、生息数、生息域が拡大し、農林業被害等人間活動との軋轢を起こしているものも見られる。

近年、大阪府内においてイノシシによる農林作物等の被害が増加し、電気柵の設置等による防除を行っているものの、被害量は高い水準で推移しており、より効果的な対策が求められている。一方で、イノシシは古くから日本に生息し、生態系を構成する要素として重要な役割を果たしており、また貴重な狩猟資源でもあることから、人間活動とイノシシとの軋轢を軽減するとともに、共存を図る必要がある。

(2) 目的

特定鳥獣保護管理計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ、明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、個体群の長期にわたる安定的な保護繁殖を図ることにより、人と野生鳥獣の共存に資することを目的として策定する。

平成17年度に実施した「鳥獣被害対策調査（イノシシ）」を基に計画を策定し、科学的な調査に基づいた保護管理により、イノシシによる甚大な農業被害を軽減し、農家の営農意欲の衰退を防止するとともに、イノシシ地域個体群の維持を図り、人とイノシシの永続的な共存を目的とする。

2．保護管理すべき鳥獣の種類

本計画の対象とする鳥獣は、大阪府域に生息するイノシシ（イノブタを含む）とする。

3．計画の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。

計画が終期を迎えたときは、計画の達成度について評価を行い、計画の継続について必要性を判断した上で、所要の改訂を行うものとする。なお、野生動物の保護管理は不確実性が伴う分野である上に、イノシシは個体数の増減が激しい種であることを考慮し、計画期間内であっても、計画の前提条件となるイノシシの生息状況や捕獲状況、被害状況に大きな変動が生じた場合においては、速やかに計画の改定等を行うものとする。

4. 保護管理が行われるべき区域

大阪府内 43 市町村中 31 市町村でイノシシの生息（目撃）情報があり、府内のほぼ全域の森林区域に広く分布している。保護管理の対象とする地域はイノシシが分布し、農林業被害が発生している又は発生が予測される区域とする（表 1，図 1）。

表 1 保護管理計画対象市町村

管理地域	市町村名	備考
北部	能勢町、豊能町、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町	
中・南部	枚方市、交野市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、和泉市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町	
監視地域	吹田市、大阪狭山市、堺市（今後の動向により計画の対象とする地域）	生息情報はあ るが出没は稀

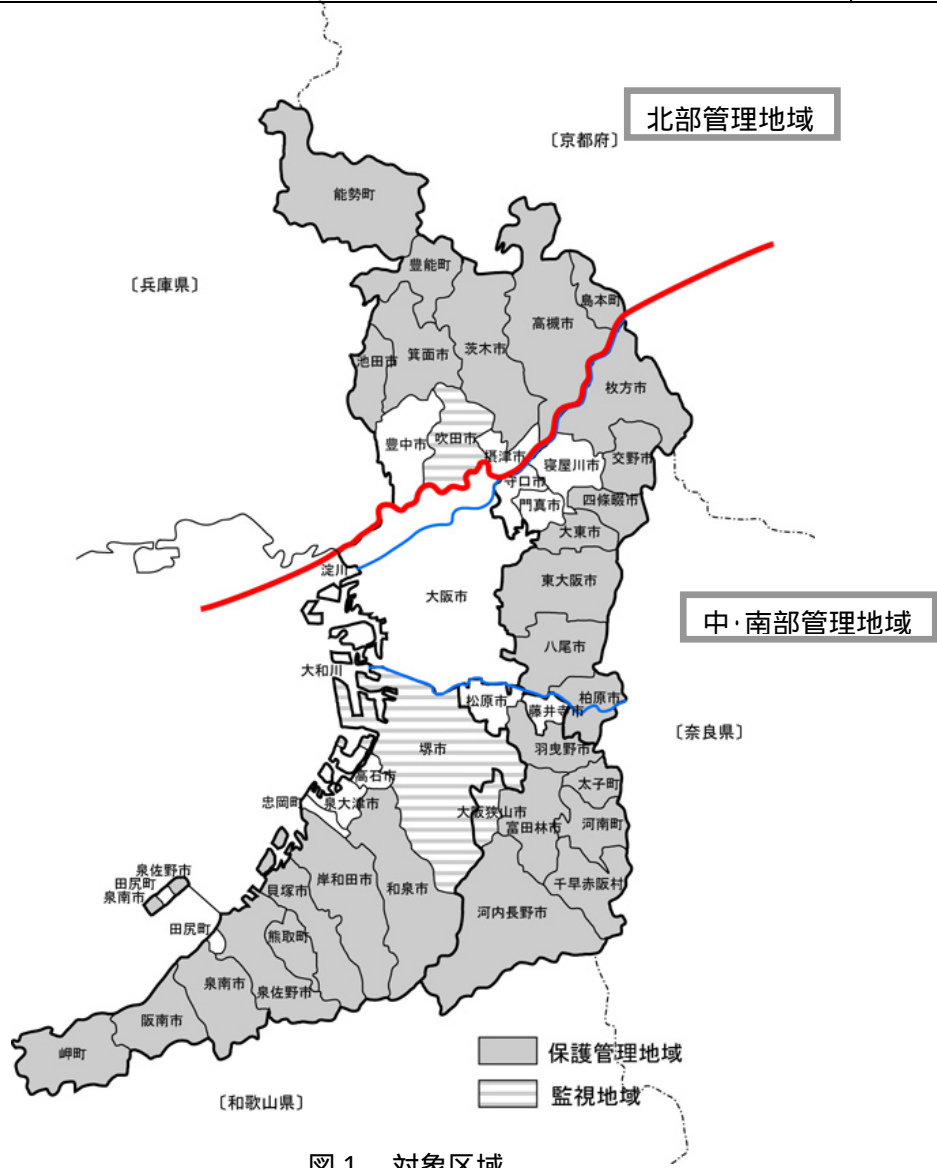


図 1 対象区域

5 . 生息の現状

(1) 生息環境

地形・気候

大阪府の面積は約 18 万 9,000ha であり、その大部分は平野・台地と低い丘陵である。この大阪平野（台地及び丘陵を含む）は、北は北摂山地、東は南北に連なる生駒山地・金剛山地、南は東西に走る和泉山脈によって三方を囲まれ、西は大阪湾にのぞんでいる。東の生駒・金剛山地は大阪府と奈良県と、南の和泉山脈の稜線は大阪府と和歌山県との境界となっている。

大阪平野をとり囲む山地は、淀川と大和川とによって分断されており、この 2 河川が大阪の主要な水系である。

気候は、一般的に温暖で晴天の多い瀬戸内式気候である。平年の平均気温は 16.5 、降水量は 1,306mm である（大阪管区気象台 大阪府の気象 平成 17 年年報）。

森林

府域の、地域森林計画対象の私有林面積は 5 万 5,385ha であり、これを森林区分別にみると、人工林が 2 万 7,035ha、天然林が 2 万 5,688ha、その他竹林等が 2,662ha、国有林面積は 1,098ha となっており、森林面積は府域面積の約 28%にあたる（平成 17 年 9 月みどり・都市環境室調）。

鳥獣保護区、銃猟禁止区域、自然公園等

鳥獣保護区特別保護地区については 1 箇所、70ha を指定している。鳥獣保護区については、野生鳥獣の保護上重要な周辺山系の森林を 16 箇所、1 万 621ha（府域面積の約 5.6%）指定している。特に、大阪府中部の生駒山系では、山地の大部分を鳥獣保護区に指定している。

銃猟禁止区域については、74 箇所、11 万 2,298ha を指定している。

自然公園については、1 万 9,352ha（国定公園 1 万 6,758ha、府立北摂自然公園 2,594ha）を指定している（平成 18 年 3 月現在）。

耕作地、耕作放棄地及び竹林

耕作放棄地や竹林の拡大は、イノシシに好適な生息地を提供し、里地での被害発生の一因であると言われている。農林業センサスによると、大阪府域において平成 12 年から平成 17 年の 5 年間で、経営耕地面積は 1,486ha(17.6%)減少し、耕作放棄地面積は 292ha(20.8%) も増加している（表 2）。平成 17 年の市町村ごとの耕作放棄地面積を表 3 に示す。

一方、大阪府が平成 15 年度に実施した人工衛星（ランドサット）のデータを利用した調査によると、府内の竹林は 1,784ha であり、人工衛星のデータでは把握が困難な、周辺の森林に侵入し始めている木竹混交林や地中の地下茎まで含めると、その面積は更に多いと推測され、耕作放棄地とともに周辺森林に侵入した竹林の拡大がイノシシ被害増大の要因の一つになっていると推測される。

表2 大阪府域における耕地面積及び耕作放棄地面積

区分	平成12年	平成17年	増減数	増減率(%)
総経営耕地面積 (ha)	8439	6953	-1486	-17.6
田	6456	5434	-1022	-15.8
畑	784	671	-113	-14.4
樹園地	1200	848	-352	-29.3
耕作放棄地面積 (ha) 1	1403	1695	292	20.8

1: 農林業経営体、自給的農家及び土地持ち非農家をあわせた面積
 大阪府企画調整部統計課資料(農林業センサス2005)より

表3 市町村ごとの耕作放棄地面積(平成17年)

管内区分	(ha)		管内区分	(ha)	
	大阪府全体	1,695			
大阪市 (池田分室)	大阪市	18	南河内	松原市	9
	能勢町	67		藤井寺市	4
	豊能町	24		羽曳野市	44
	池田市	5		大阪狭山市	22
	箕面市	26		富田林市	60
	豊中市	17		河内長野市	69
	吹田市	8		太子町	40
北部 (本所)	摂津市	11	河南町	40	
	茨木市	63	千早赤阪村	41	
	高槻市	99	泉州	堺市	143
	島本町	3		高石市	4
中部	枚方市	33		和泉市	255
	交野市	7		泉大津市	5
	四條畷市	9		忠岡町	2
	大東市	17		岸和田市	152
	寝屋川市	12		貝塚市	52
	門真市	12		熊取町	29
	守口市	10		泉佐野市	32
	東大阪市	13		田尻町	5
	八尾市	27	泉南市	47	
	柏原市	56	阪南市	51	
			岬町	51	

大阪府企画調整部統計課資料(世界農林業センサス2005)より

(2) 生息動向及び捕獲状況

生息動向

) 生態

イノシシは家畜種であるブタの祖先であり、同一種とされている。日本にはニホンイノシシとリュウキュウイノシシの2亜種が生息し、大阪府にはニホンイノシシのみが生息しているが、生態は不明な点が多い。雑食性で、大部分は新葉、地下茎や根、堅果類などの植物質に頼っており、他に昆虫、ミミズ、サワガニ、カエルなどの小動物も食べる。繁殖は基本的に年1回で、ほとんどの雌は生後約20ヶ月で妊娠し、晩春から初夏に2~8子を産むが、早いものは2歳以前に産む場合もある。春の繁殖に失敗すると秋にも出産することがある。幼獣は、生後3ヶ月くらいまで背に白っぽい縞模様があるが、模様はその後消失してゆく。活動時間は本来昼行性であるが、人間活動の影響により夜行性を示すことが多い。

) 生息状況

府域のイノシシは、淀川を境として、主に北摂の山地に生息する北部の地域個体群と、金剛生駒・和泉葛城山系の山地に生息する中・南部の地域個体群の2つに分布域が分かれる(図2)。

北部では、高槻市、茨木市、箕面市、池田市、豊能町にかけて多く出没し、中・南部では、四條畷市以南の生駒山系から大和川を挟み、金剛、岩湧、和泉葛城山系沿いに岬町まで広範囲に出没している。

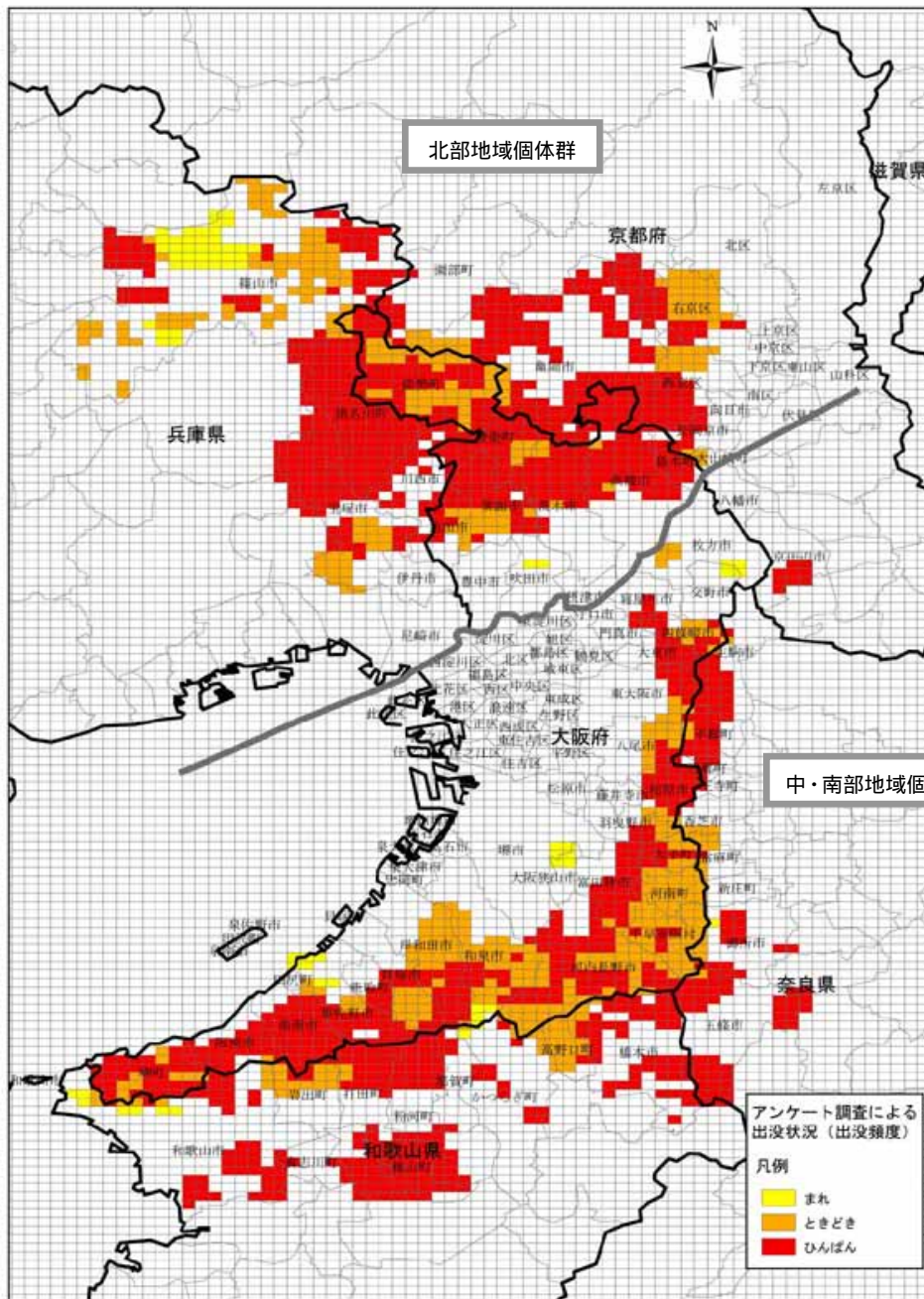


図2 出没頻度分布

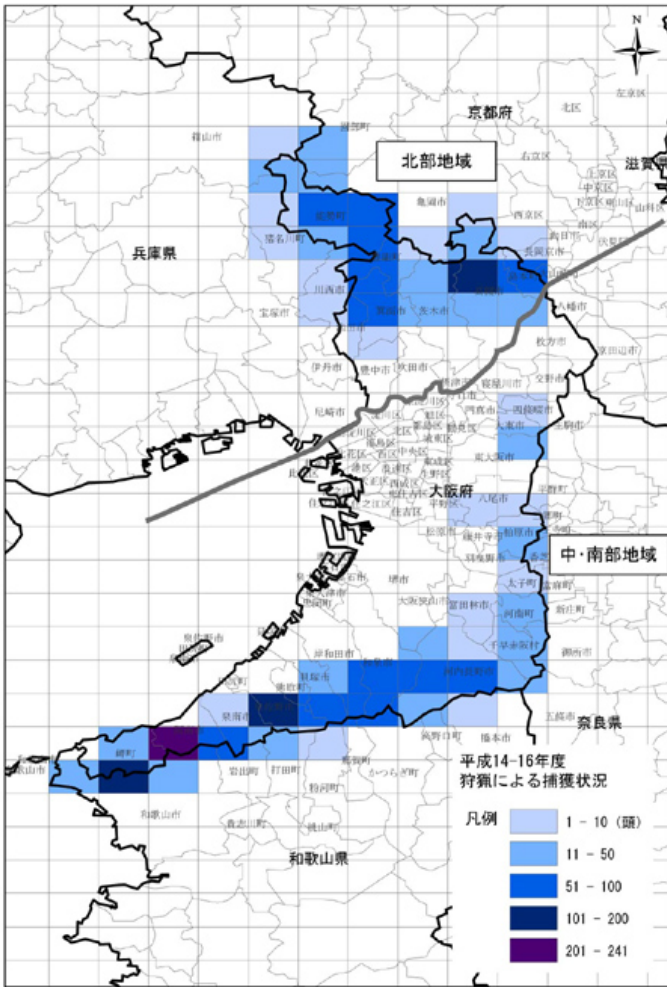


図3 狩猟による捕獲状況(H14～16)

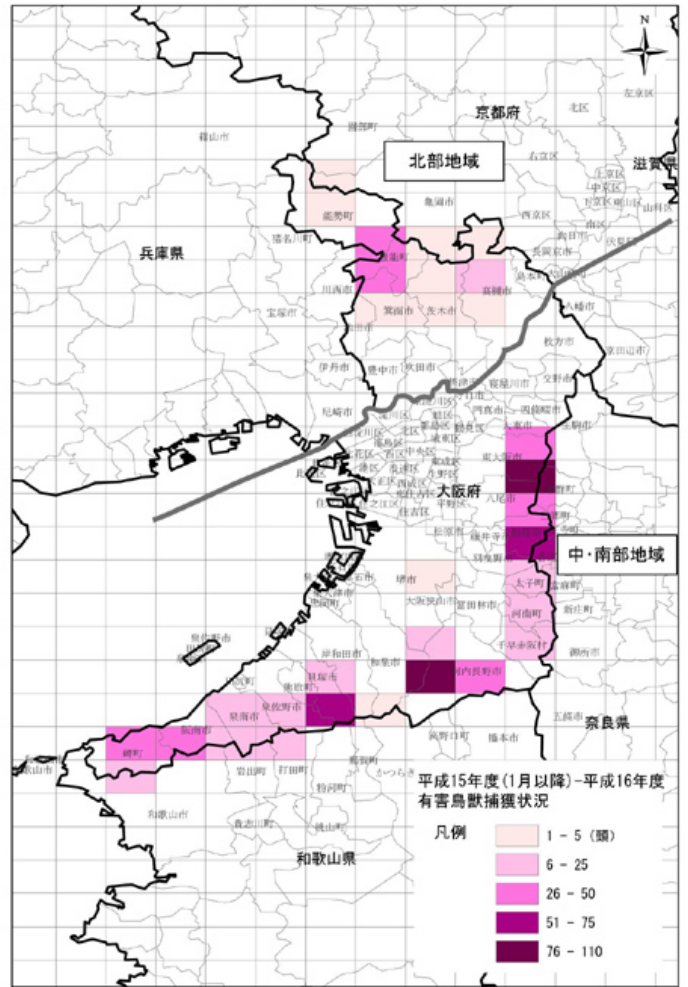


図4 有害鳥獣捕獲状況 (H16.1～17.3)

また、北部は、狩猟による捕獲数が多い割に、有害鳥獣捕獲数は多くない。

中・南部では、狩猟による捕獲数、有害鳥獣捕獲数ともに多いが、捕獲範囲も広範囲であり生息環境の良さと生息数の多さが伺える。また、中部の生駒山地では大部分が鳥獣保護区であり、狩猟による捕獲が規制されていることから、有害鳥獣捕獲による捕獲に頼らざるを得ない状況にある(図3,4)

イノシシの生息分布並びに捕獲状況の違いを踏まえ、2つの地域個体群に分けて保護管理を行う。

なお、中部の生駒山系に生息するイノシシは、飼育施設から逃亡したイノブタが多いと言われている。

捕獲状況

）狩猟及び有害鳥獣捕獲における捕獲実績

狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲数は、昭和54年度まではほとんどが狩猟による400頭程度で推移していたが、狩猟者登録者数の減少に連動し捕獲数も200頭以下に減少した。

その後も狩猟者の減少は続いているが、捕獲数は平成3年に増加に転じ、特に平成14年度以降急増し、平成17年度には1,555頭となっている。

捕獲の内訳では、平成7年度までは有害鳥獣捕獲数は全捕獲数の1割程度であったが、平成17年度には有害鳥獣捕獲が651頭、狩猟による捕獲が904頭となっており、有害鳥獣捕獲は全体の41.9%を占めている（図5）。

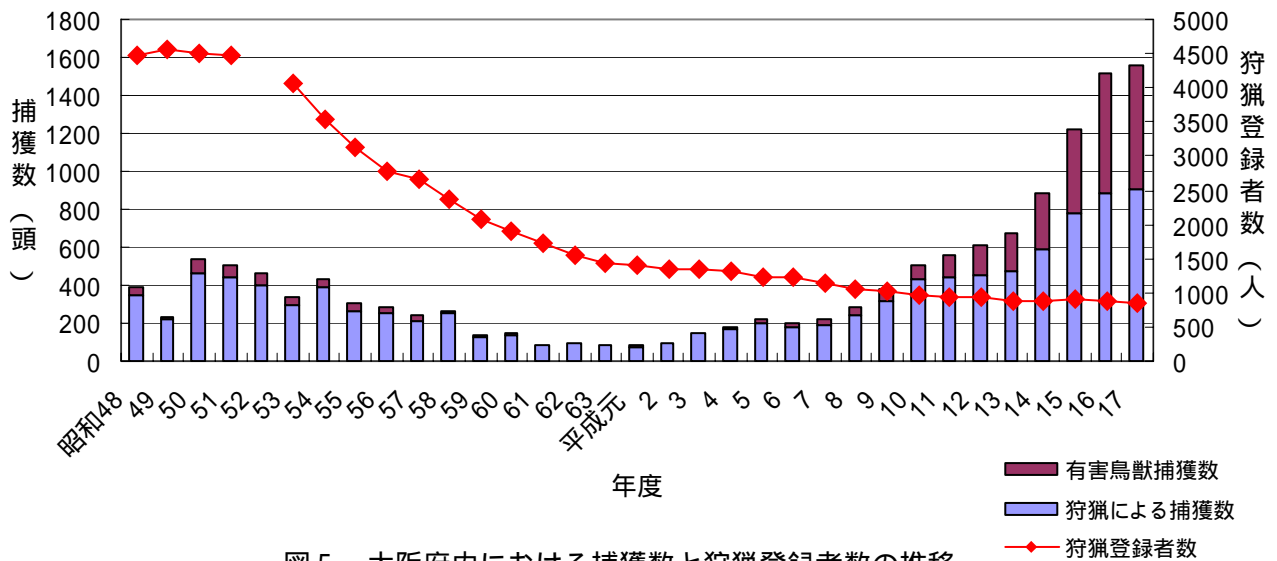


図5 大阪府内における捕獲数と狩猟登録者数の推移

昭和48年～平成13年の捕獲数は鳥獣関係統計(環境省)より

平成14～16年度の捕獲数は平成17年度鳥獣被害対策調査(イノシシ)(大阪府)より

1: 昭和55年度より狩猟に関する制度が改正され、狩猟免許以外に狩猟登録が必要となったため、昭和48年～54年度は「狩猟免許者数」を、昭和55年度以降は「狩猟登録者数」を採用した。

2: 昭和52年の狩猟登録者数、捕獲報告者数、報告率はデータ欠損。

狩猟における手法別の捕獲数を見ると、平成12年度以降、「網・わな猟」による捕獲数が、「第一種銃猟」による捕獲数を上回っており、平成17年度には、「網・わな猟」による捕獲が618頭、「第一種銃猟」による捕獲が286頭となっており、「網・わな猟」による捕獲が全体の68.4%を占めている（図6）。

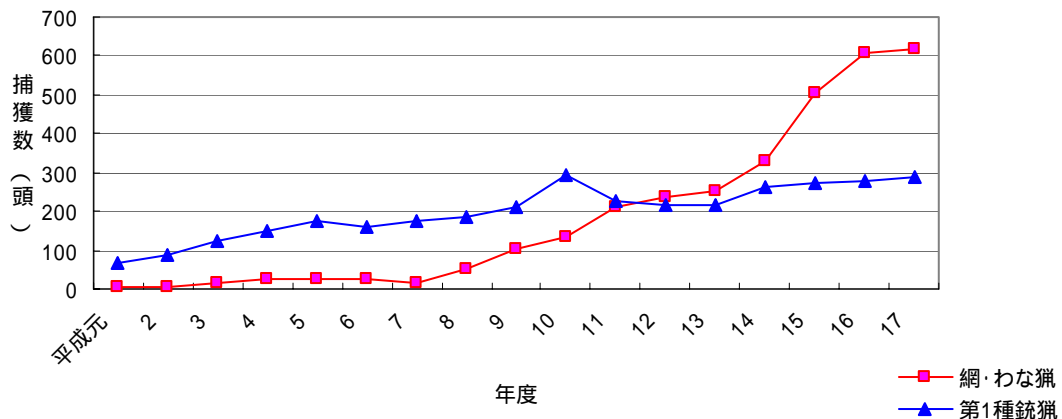


図6 大阪府内における狩猟による手法別捕獲数の推移

管理地域別の捕獲状況を見ると、北部地域では平成 16 年度は 670 頭と突出して捕獲数が多かったが、平成 17 年度は平成 14,15 年度とほぼ同数の 441 頭であった。イノシシの主な生息地である森林の面積は、北部地域では 2 万 910ha、単位面積当たりの捕獲頭数は、0.020 頭/ha であった。中・南部地域では、平成 14 年度の 513 頭から年々増加し平成 17 年度には 1,114 頭に達している。中・南部の森林面積は 3 万 4,540ha、単位面積当たりの捕獲頭数は、平成 17 年度は 0.032 頭/ha となっており、北部地域の 1.6 倍である。

捕獲手法では、北部地域では、有害鳥獣捕獲による捕獲数は 100 頭程度で推移し、狩猟による捕獲は 300 頭程度と約 3 倍であり、狩猟による捕獲が大きな割合を占めている。中・南部地域では、ほぼ 1 対 1 の割合であり有害鳥獣捕獲による捕獲の比率が北部地域に比べて高い(図 7)。

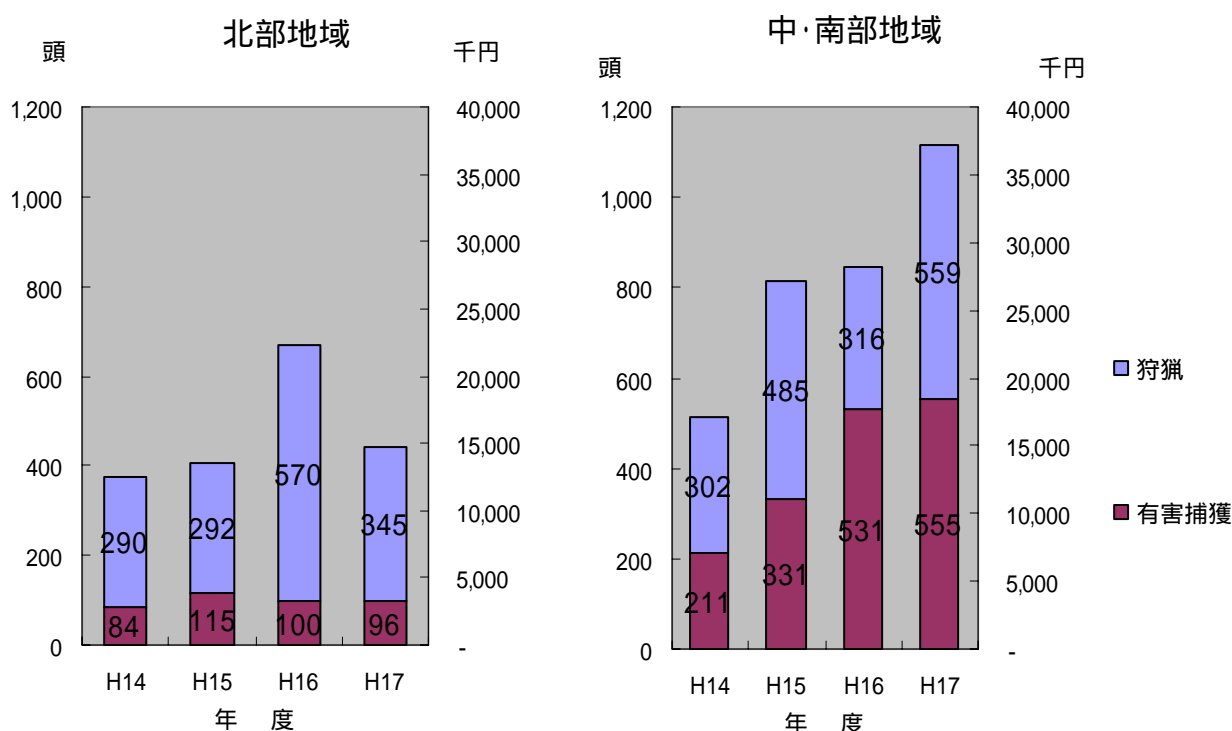


図 7 管理地域区分別の有害鳥獣捕獲、狩猟別捕獲数

有害鳥獣捕獲による捕獲個体の雄雌比では、

- 平成 15 年度 オス 147 頭：メス 138 頭（不明 161 頭を除く）
- 平成 16 年度 オス 401 頭：メス 214 頭（不明 16 頭を除く）
- 平成 17 年度 オス 398 頭：メス 250 頭（不明 3 頭を除く）

であり、全体にオスの割合が高くなっているが、捕獲手法別の雌雄比を見ると、「銃」「罠いわな」「くくりわな」による捕獲に比べ、「箱わな」によるメスの捕獲の割合が低くなっている(図 8)。

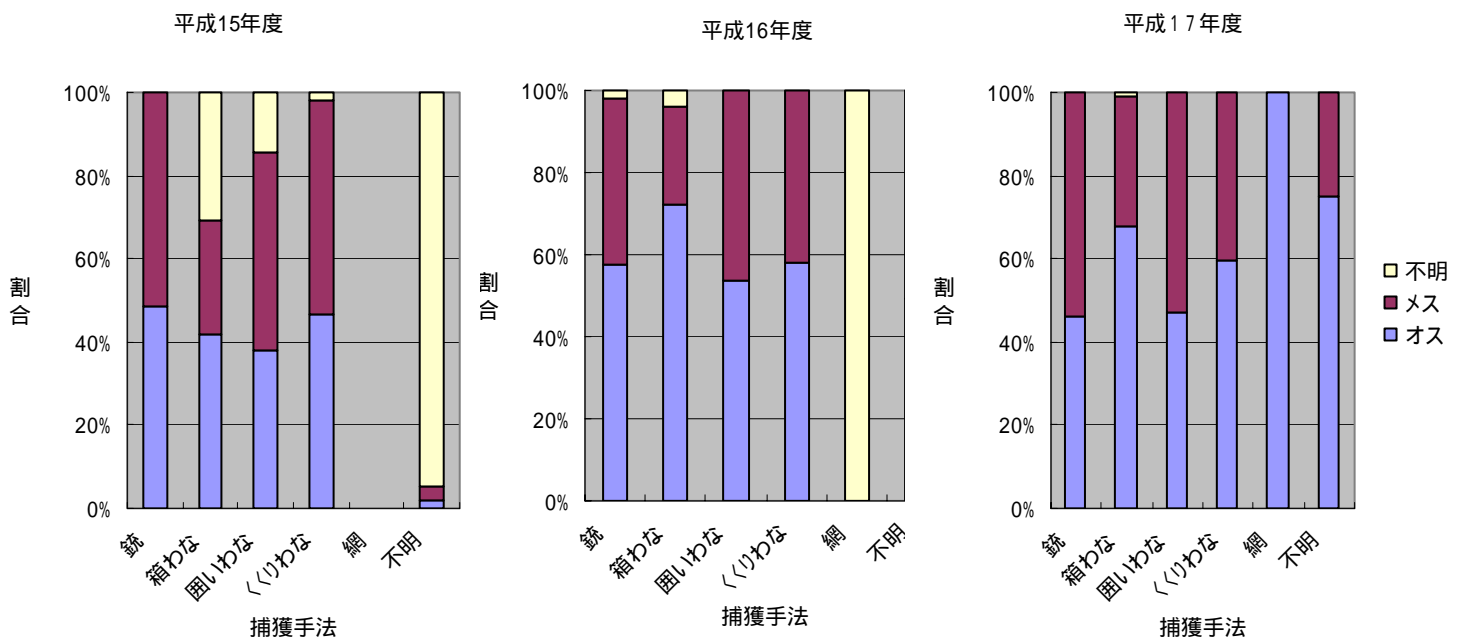


図8 有害鳥獣捕獲個体の手法別雌雄比

有害鳥獣捕獲の手法では、「箱わな」による捕獲割合が増加しており、今後の捕獲においても「箱わな」が主要な捕獲手法となる（図9）。しかし、「箱わな」ではメスの捕獲割合が低く、また、狩猟者からの聞き取りでは、「箱わな」では子の捕獲が多くなり、死亡率の高い幼獣の捕獲は捕獲数程には捕獲の効果が上がらないという意見もあり、今後の「箱わな」での捕獲では、メスの成獣の捕獲効果を上げる必要がある。

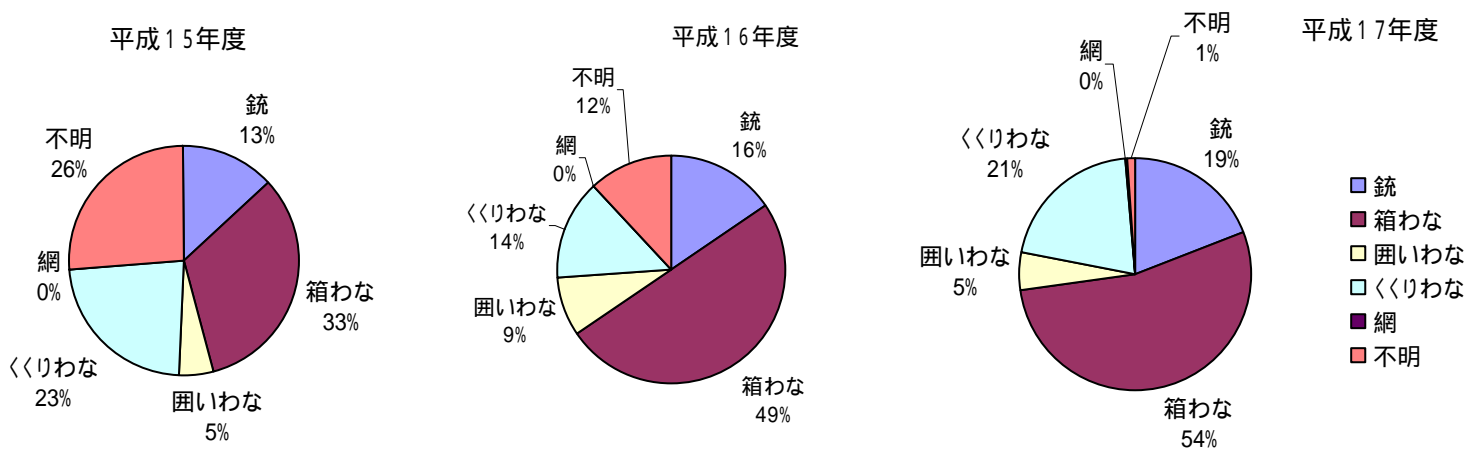


図9 有害鳥獣捕獲の捕獲手法別捕獲数の割合

平成 15 年度から 17 年度までのわなによる有害鳥獣捕獲での CPUE (単位努力量あたりの捕獲数 = 捕獲数 ÷ (捕獲わな設置日数 × 設置台数)) によると、北部では、0.026、中・南部では、0.035 であり、里に出没するイノシシの CPUE は中・南部地区の方が幾分高く、生息密度が中・南部地域の方が高いことが推測される。また、捕獲手法別の CPUE では、北部、中・南部ともに「箱わな」「罥いわな」による捕獲が「くくりわな」より効率が良く(表 4)、里に出没するイノシシの捕獲には、「箱わな」による捕獲が有効と考えられるが、「箱わな」では母子群であっても、子のイノシシばかり捕獲される場合があるため、わなの設置方法の検討が必要である。

他府県の CPUE のデータでは、栃木県の平成 17 年度の狩猟による CPUE は、「銃猟」0.11 ~ 0.09、「くくりわな」0.45 ~ 0.28、「箱わな」0.011 という値が出ている。

また、兵庫県の平成 17 年度の狩猟による CPUE は、「銃猟」0.106、「くくりわな」0.003、「箱わな」0.011 であった。

大阪府の CPUE のデータでは、調査情報が不足し他府県のデータと比較検討できない部分もあり、今後の計画検討のため、有害鳥獣捕獲でのデータの収集に努める。

表 4 有害鳥獣捕獲の CPUE (捕獲効率)

管理地域	捕獲手法	H15	H16	H17	手法別平均	
						わな
北 部	罥いわな	0.011	0.077	0.017	0.035	0.026
	くくりわな		0.021	0.007	0.014	
	箱わな		0.053	0.006	0.030	
	銃器			0.072	0.072	
中・南部	罥いわな	0.105	0.016	0.009	0.043	0.035
	くくりわな	0.038	0.024	0.002	0.020	
	箱わな	0.050	0.073	0.006	0.043	
	銃器			0.231	0.231	

なお、捕獲個体の年齢構成についてはデータを収集できていないため、今後のモニタリングでの収集に努める。

）狩猟者の動向

イノシシは大物狩猟獣として捕獲されてきた経緯がある。狩猟者は狩猟によりイノシシの数を調整する役割を担っているとともに、有害鳥獣捕獲の従事者としても重要な役割を果たしている。

しかし、近年、大阪府における狩猟者は減少傾向にある。さらに、その年齢構成を見ると、高齢化が進行しており、平成 16 年度では 60 才以上の占める割合が約 56%である（図 10）。

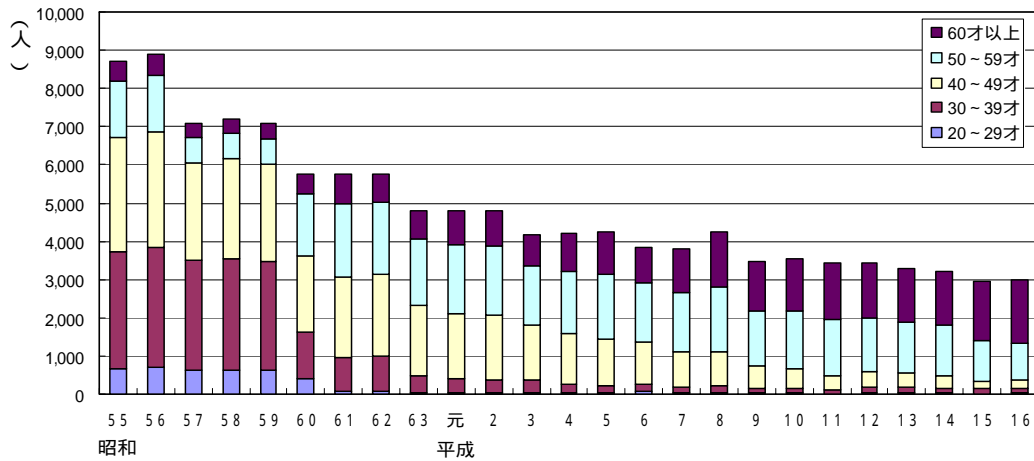


図 10 年齢別狩猟免許交付状況（大阪府）

狩猟登録者数（狩猟免許交付の内、大阪府で狩猟登録をしている者）は全体では減少傾向にあるが、狩猟免許の種類別に見ると平成 8 年度以降、網・わな猟免許の割合が増加傾向にあり（図 11）、平成 17 年度は 229 名で全登録者の 27%となっており、かつ、この 229 名が大阪府内の全捕獲数の 73.6%にあたる、1,145 頭を捕獲している。

大阪府では、イノシシ猟はわな猟によるものが多くなっているが、有害鳥獣捕獲における捕獲隊の編成やわな猟での止めさし等、銃猟免許所持者に対する要請はまだ多く、狩猟者が年々減少・高齢化していく中、銃猟免許所持者の人員確保が難しくなっている。

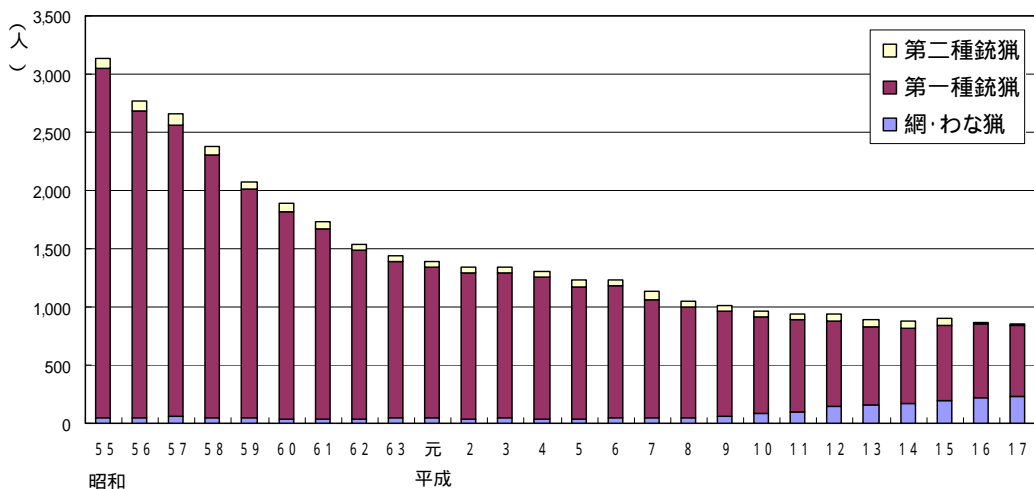


図 11 狩猟免許の種類別狩猟登録者数
（免状交付のうち、大阪府での狩猟登録をしている者）

(3) 被害及び被害防除状況

被害状況

）農林業被害

イノシシによる農林業被害額は、平成 12 年をピークとし、最近でも約 4 千万円台と依然高い水準にある（図 12）。

北部地域の被害は、平成 12 年をピークに減少しているが 1 千万円強の被害が発生している。

一方、中・南部地域の被害は、平成 12 年以降、毎年 3 千万円を超えており、平成 15 年以降は、市街地近くの畑にも踏み荒らしの被害が拡大し被害面積が増大している。

被害面積では、平成 17 年度の農業被害は北部地域の被害発生市町の耕地面積 2,459ha に対し 24.9ha の約 1 %、中・南部地域では耕地面積 6,306ha に対し 479.2ha の 7.6%に及んでいる。

北部管理地域区分

中・南部管理地域区分

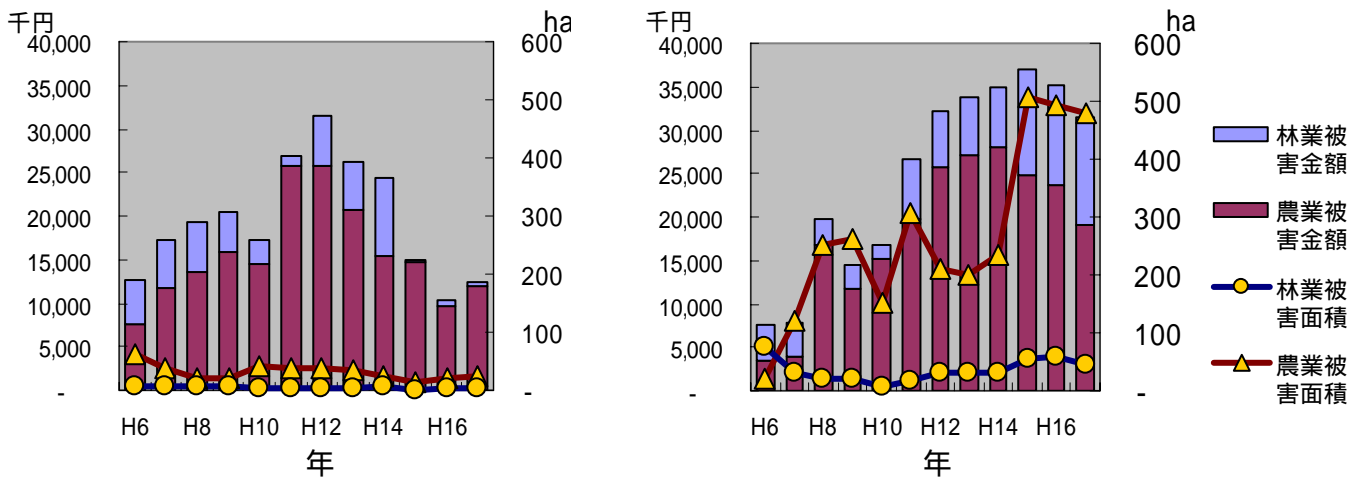
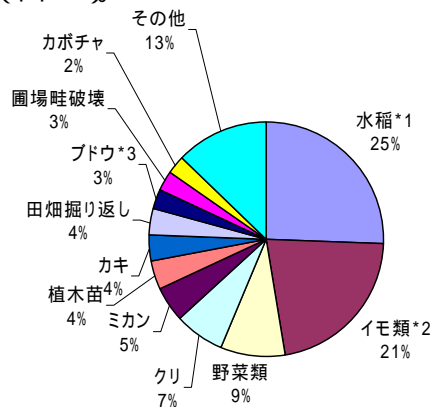


図 12 管理地域区分別の農林業被害の推移

農林業被害の大部分は農業被害であり、その代表的な被害作物は水稲、イモ類、その他多種の野菜類や果物である。被害の形態は、食害の他踏み荒らしであり、6月から12月にかけての作付け期から収穫時期まで長期にわたって発生するため、農業経営意欲への影響も大きい。（図 13）



*1：水稲は食害及び踏み倒しによる被害

*2：イモ類ではサツマイモ被害が最も多く、ヤマイモ、サトイモ、ジャガイモの回答が少数ずつ

*3：ブドウは根もとの掘り返しによる被害

図 13 農業被害の種類（アンケート調査の回答割合）

林業被害は農業被害に比べると少ないが、その内訳は約95%がタケノコである(図14)。タケノコの被害は南部地域で3月から5月の収穫期の被害が多く、猟期が終わった直後から始まるため、被害対策のための捕獲では、狩猟期間の延長による狩猟による捕獲の促進と、猟期直後からの有害鳥獣捕獲の実施が必要である。また、北部地域では、11月頃の地下茎の食害も発生しており収穫への影響が生じている。

管理されている竹林では、トタン柵等の防除対策の努力もされているが、放置されている竹林ではほとんど対策をされていないため、竹林の管理促進と合わせ、防除対策の実施も課題となる。

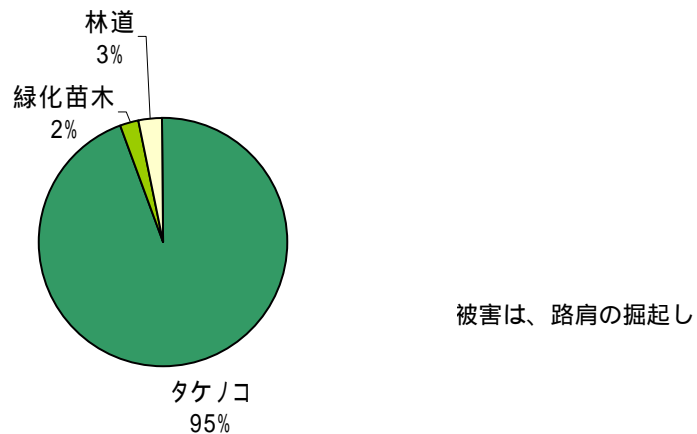


図14 林業被害の種類(被害金額内訳)

その他の被害

近年、里地及び市街地でイノシシが人家周辺に出没する機会が増えている。

北部地域の箕面市と池田市にまたがる区域では、ここ数年、春にイノシシの幼獣が川伝いに市街地へ下りてくるといった現象が見られるようになった。中には、河川敷等で成長して住民の生活を脅かすといった事態も発生している。

こうした背景には、住宅地が山麓付近まで広がる一方で、山麓の林縁部の草刈りが行われず、あるいは竹林が放置されて藪状化していることが一因として挙げられる。

その他の地域では、市街地への出没は少ないが、平成15年度に中・南部地域の八尾市と大阪狭山市でイノシシが自動車等に接触する事故がそれぞれ1件ずつ起きており、今後動向に注目しデータを集めていく。

被害防除の実施状況

被害防除としては、個々の農家が自己の所有地の周囲を電気柵、ワイヤーメッシュ柵、トタンなどで囲んで防除に努めているが、地域ぐるみで集落全体を囲むなど効率的・効果的な取り組みを実施している地域はごく一部である。

府内各市町村では、独自の補助事業として、農家がトタン柵や金網柵を設置する際の現物支給や材料費に対する補助等を実施しているところもあるが、これまでの防除の取り組みは農家の個人対応で実施しており防除実績は十分把握できていない。

参考として、大阪府内で実施されている防除方法とその効果について表5に示す。

被害防除は地域ぐるみで行うことが有効であるため、大阪府では平成 18 年度から、農業者等が地区協議会を組織し、3 戸以上の農家が協力して 2ha 以上の受益農地を対象とし、5 年以上の耐用年数のある防護柵等の整備を行う際に、整備費の一部を補助する農作物鳥獣被害防止対策事業（事業期間 H18～H23）を創設し実施している。

表 5 現在行われている被害防除方法

	方 法	聞 取 り 結 果	回答数
1	トタン囲い	設置方法や管理によって効果がある	5
2	電気柵	効果はあるが、管理の手間、費用がかかる	4
3	ワイヤーメッシュ柵	高く、大規模に囲えば効果がある	3
4	網囲い	設置方法や管理によっては効果がある	1
5	鹿威し（爆音機）	効果はあるが、民家の近くでは苦情が出る	1
6	ラジオ	効果は一時的	1
7	犬をつなぐ	効果は一時的	1
8	髪の毛をつるす	効果は一時的	1

(4) その他

隣接府県の保護管理計画の策定状況

イノシシの特定鳥獣保護管理計画は、平成 18 年 6 月現在、全国 17 県で策定されている。大阪府の近隣府県では、兵庫県と和歌山県で平成 18 年度に策定予定である。

6 保護管理の目標

(1) 管理目標

農林業被害の軽減

) 目標の考え方

人とイノシシとの軋轢を緩和し、農林業被害を軽減することを目標とする。

) 目標の目安

農林業被害額を目標の目安とし、北部地域では、農林業被害額は平成 12 年をピークに減少していることから、引続き減少させ、被害額を平成 17 年の 2 分の 1 以下の 5 百万円以下に、中・南部地域では、農林業被害が平成 11 年から急増していることから急増する前の 1 千 5 百万円以下にすることを目標とする(図 12)。

なお、被害金額が目標に達した後は被害が再び増大しないよう、行政、農林業者が協力して目標値以下の水準を保つよう努める。

捕獲目標数の設定

イノシシは個体数変動の激しい動物であり、生息数や生息密度の指標となるデータも不足しており、生息数推定方法も確立されていないため、捕獲目標数の設定方法は今後の課題である。

しかし、現在の被害状況や捕獲状況を見ると、被害を軽減させるためには、早急に強い捕獲圧をかけて、個体数を抑える必要がある。そこで、捕獲目標数について初年度はシミュレーションにより推定し、その後は毎年度のモニタリング調査の結果に基づき、前年度の捕獲数と被害状況を勘案して次年度の捕獲目標数として設定する。

また、イノブタ地域個体群が特定できた場合は野外からの排除を図るなど、可能な限り生物多様性の保全に配慮する。

目標の検証

北部、中・南部の管理地域ごとに、有害鳥獣捕獲、狩猟における捕獲数及び有害鳥獣捕獲での CPUE (単位努力量あたりの捕獲数) 等により、里地周辺でのイノシシの生息密度の増減を把握する。

市町村、農協、農業団体等へのアンケート及び有害鳥獣捕獲申請件数、出猟カレンダー等により、人とイノシシとの軋轢の程度を把握する。

被害状況を把握する(農林水産省の基準に基づいてとられている病虫害防除所の被害金額を基準とし、また各年における農作物価格の相場を考慮する)。

捕獲目標数のシミュレーション

) 現在の生息数の推定

まず過去における生息数を数パターン設定し、年増加率を 1.178 [特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル(イノシシ編)]とし、各年度の実際の捕獲数を当てはめて生息数の増減をシミュレーションする(図 15)。その結果得られた増減傾向が、実際の捕獲数の増減傾向に近いものを採用し、現在における生息数を推定する茨城県での推定方法によると、推定生息数の計算は次の通りである。

$$〔推定生息数(繁殖前)〕 \times 〔年増加率 1.178〕 - 〔捕獲数〕 = 〔推定生息数(繁殖・捕獲後)〕$$

大阪府における捕獲数は平成 16 年度までの増加に比べ、17 年度の増加は緩やかであった。図 16 より、その傾向に近いパターンとして、平成 12 年度の推定生息数 7000 頭とした場合のグラフを採用すると、平成 18 年度現在の推定生息数は、9,545 頭となる。

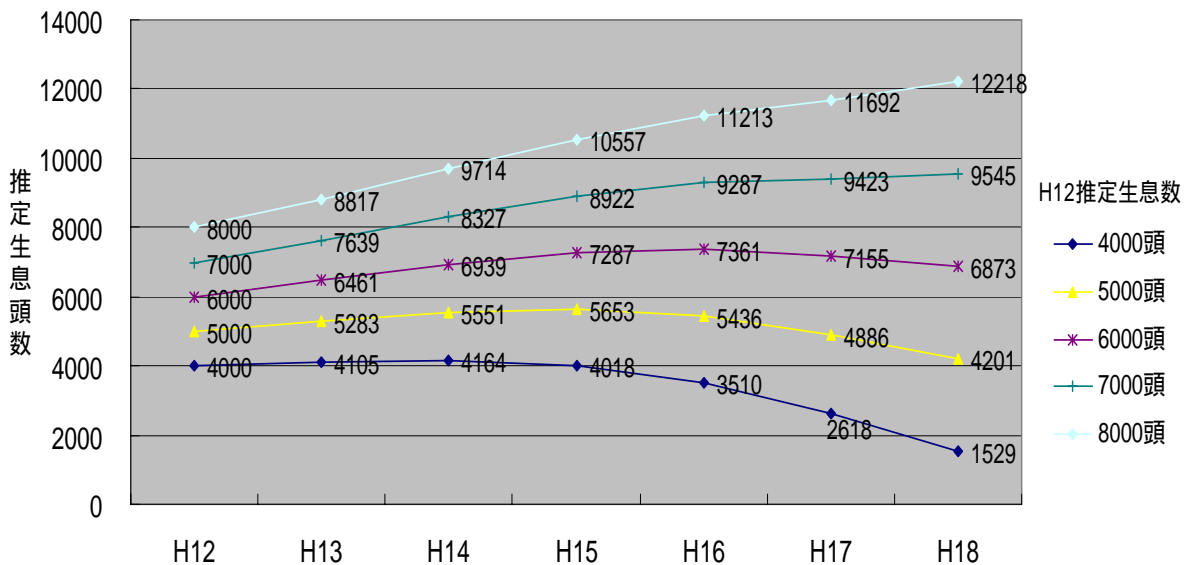


図 15 平成 12 年度の推定生息数の設定による推計

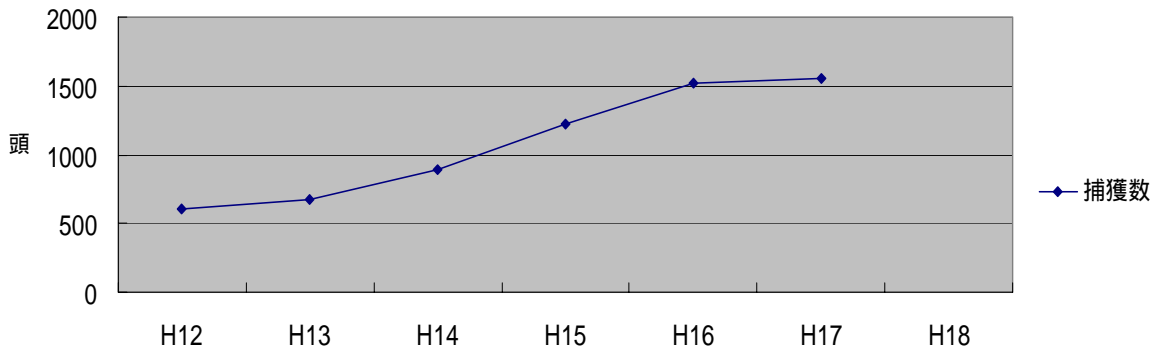


図 16 捕獲数の増減傾向

) 今後の生息数予測による捕獲目標数の試算

1) で推定した現在の推定生息数(平成 18 年度・9,545 頭)をもとに 18 年度捕獲数を 1,600 頭として、捕獲目標数を数通り設定して増減傾向をシミュレーションする。

イノシシの生息頭数を早急に減らすために半減させるとすると、図 17 より、平成 19 年度以降の捕獲目標数を年間 2,300 ~ 2,600 頭に設定する必要がある。

捕獲目標数の設定による生息数予測
(H12年度推定生息数7000頭の場合)

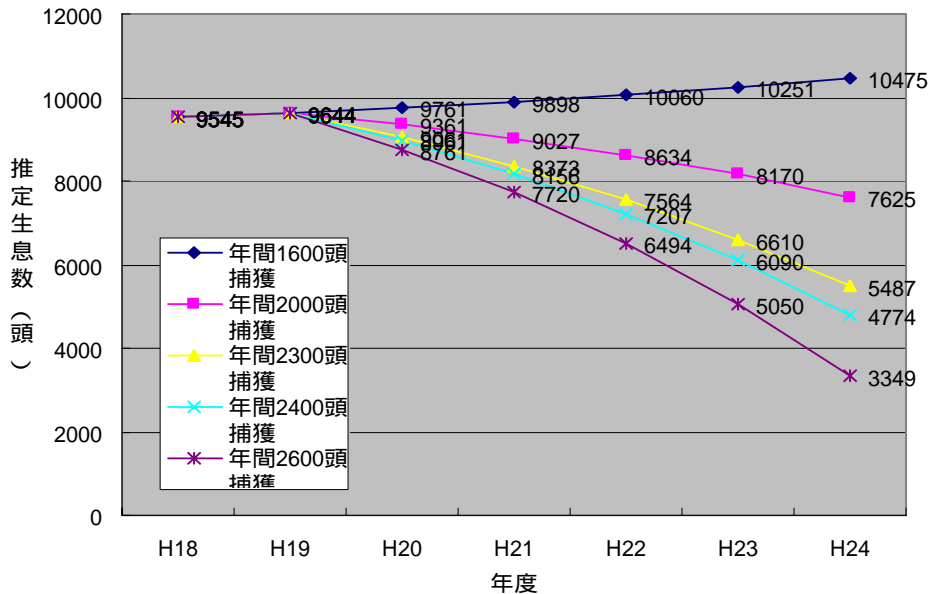


図 17 捕獲目標数の設定による生息数予測

) 平成 19 年度捕獲目標数を 2,300 頭とした場合の地域別捕獲目標数の試算

表 6 地域別捕獲目標数 (頭)

区分	14 年度実績	15 年度実績	16 年度実績	17 年度実績	19 年度目標	
有害捕獲	北部	84	115	100	96	150
	中・南部	211	331	531	555	900
	小計	295	446	631	651	1,050
狩 猟	592	777	886	904	1,250	
計	887	1,223	1,517	1,555	2,300	

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

目標達成のためには、農林業被害防止対策を行うとともに、農林作物等に被害を及ぼすイノシシに対し強い捕獲圧を継続して加える必要がある。このため本計画期間中、大阪府全域における狩猟期間の延長、年度ごとの捕獲目標数の設定による積極的な捕獲の推進、被害防止施策との連携等総合的な対策により農林業被害の軽減に努める。また、本計画の効果的な実施が図れるよう、府・市町村が協力して必要な措置を講ずるよう努める。

北部地域では、有害鳥獣捕獲の実績が少なく狩猟に頼る捕獲が多いため、特定計画に基づく数の調整による捕獲(有害鳥獣捕獲含む)による捕獲を特に進めるとともに、市街地近くの田畑での被害が多いため、防護柵等の被害防止対策の充実に努める。

中・南部地域では、狩猟と有害鳥獣捕獲の両面からの捕獲を進めるとともに、市街地付近までのイノシシの侵入を防ぐため、地域ぐるみの防護柵の設置を推進する。また、生駒山系等の鳥獣保護区周辺の地域では、特定計画に基づく数の調整による捕獲(有害鳥獣捕獲含む)により年間を通じた捕獲を計画的に進める。

イノシシは個体数変動が激しい種であることを考慮し、毎年度、地域個体群ごとの生息状況や被害状況、捕獲状況など、特定計画の進捗状況をモニタリング調査し、捕獲目標数、猟期の延長の有無などの次年度の施策や計画の内容について、モニタリング結果を基に保護管理検討委員会において検証・検討し、必要に応じて見直しする。

7. 数の調整に関する事項

(1) 個体群管理について

イノシシの農林業被害が発生している又は発生が予測される区域（p2「4. 保護管理が行われるべき区域」参照）を対象として北部と中南部の管理地域区分毎に、有害鳥獣捕獲や狩猟により地域個体群の個体数管理を行う。本計画に基づき実施する有害鳥獣捕獲は、特定計画に基づく数の調整のための捕獲として取り扱い、被害の発生の有無に関わらず計画的な捕獲を進める。

個体数管理のための捕獲は、大阪府猟友会の協力なしには実施できないものであり大阪府猟友会との連携を保ちながら計画の推進を図る。

イノシシはシカなど他の大型哺乳類に比べ繁殖率が高く、個体数変動が激しいことなどから個体数管理は極めて難しく、現在のところイノシシの個体数や密度推定方法が確立されていないため、捕獲目標数は管理地域区分毎に幅をもって設定し、実際の捕獲数やCPUE（単位努力量あたりの捕獲数）値の変化などを指標としてモニタリングし、地域個体群に対する捕獲圧の程度を勘案し、毎年度検討会で見直しを行う。また、モニタリングにより、地域個体群に著しい若齢化や捕獲効率の低下等が見られるなどして捕獲圧を弱める必要がある場合には、捕獲数の抑制を検討する。

(2) 有害鳥獣捕獲

捕獲による被害対策効果を上げるため、農地周辺に箱わな等を設置することにより農林作物等への加害個体を捕獲するよう努める。また、毎年度の捕獲目標数を検討会で提示し特定計画に基づく数の調整として、市町村による積極的な有害鳥獣捕獲を推進する。

捕獲手法については、市町村によっては銃による捕獲隊に頼った捕獲が行われているが、狩猟者の減少及び高齢化が進んでいることから、今後もこの体制を維持することは困難であると予想される。現在編成されている銃による捕獲隊を可能な限り維持するよう努める一方で、箱わなの普及が急速に進んでいることから、箱わなによる捕獲を奨励する。

また、箱わなによる捕獲では、母子連れの場合に子のイノシシが先に捕獲され、母親が逃げってしまうケースが多いので、母親を含めて捕獲するよう効果的な技術の普及を図る。

平成18年8月の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の改正により、従来「網・わな猟」免許が「網猟」免許と「わな猟」免許に分離され「わな猟」狩猟免許が取得しやすくなったことから、被害を受けている農林業者自らの有害鳥獣捕獲を行うことができるよう「わな猟」免許を取得するよう普及啓発を行うとともに、免許試験の休日実施や、取得後の技術講習などにより捕獲体制の充実を図る。

ただし、箱わなの使用は、イノシシへの餌付け効果による被害の拡大や、人の子どもや飼い犬などの事故の危険性が指摘されているため、効果的な捕獲方法と安全管理の普及・啓発を行う。

(3) 狩猟

春先のタケノコ食害の防止と、狩猟者の減少及び高齢化にともなう捕獲圧低下の防止のため、府内全域において、狩猟期間を現行の11月15日～2月15日から1ヶ月延長し、11月15日～3月15日とする。なお、狩猟期間延長については広報やホームページでのPRにより府民等へ周知の徹底を図り、安全管理に努める。狩猟による捕獲状況のモニタリングにより狩猟期間延長の効果を検証し、結果に応じて見直しを行う。

また、狩猟免許のPR、試験の休日実施などにより若年層の狩猟者を増やすよう努める。

8. 生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

鳥獣保護区や銃猟禁止区域等の指定により生息環境の保護を行う。ただし、鳥獣保護区等においても、被害が激甚な場合は有害鳥獣捕獲により加害個体の捕獲を行う。

(2) 生息環境の整備

イノシシはもともと平地の生きものであり、里地に引きつけられやすい性質を持っている。従って、里地においては、イノシシによる農作物被害の軽減を図るため、住民によるイノシシを里に寄せ付けない環境づくりを推進する。具体的には、里地での被害発生要因と言われている未収穫作物や廃棄作物の撤去、圃場近くの山際の刈り払い、耕作放棄地・放棄された竹林等の整備によりイノシシを誘引する要素を除去し、人とイノシシの生息域との緩衝地帯の創造に努めるよう住民へ普及・啓発する。

また、里地の山際においては忌避作物（ショウガ、トウガラシ、シソ等）の作付け効果等について検討する。

9. その他、保護管理のために必要な事項

(1) 被害対策

生息環境の管理と合わせて、被害対策施設（囲い等）による防除、効率よい捕獲により総合的な被害対策を推進する。

農業被害対策での対策施設（囲い等）による防除方法は、圃場周辺の環境や、圃場の地形や規模、作物の種類等によって最適な方法が異なる。そのため、費用対効果を考慮し、圃場の規模や作物の種類などにあわせて適切な方法を選べるよう配慮した上で、電気柵、トタンとその他の資材の併用など効果的な防除方法を普及・啓発する。また、大阪府内では小規模な圃場が多いことから、効率化を図るため、補助事業を適用し地域の実状にあわせた集落ぐるみの防除（囲いの設置など）を推進する。電気柵では漏電防止対策を徹底する等、被害対策施設（囲い等）の維持管理には十分注意するよう啓発する。

林業被害対策としては、タケノコ被害対策が中心となり、対策の必要な期間が集中するため、管理竹林ではトタン板等での被害防止と併せた捕獲による防除が効果的である。放置されている竹林では、竹林の管理を実施するよう啓発する。

防除方法は研究機関等で現在も開発されており、今後新たに開発される効果的な防除方法の情報収集に努める。

(2) モニタリング等の調査研究

モニタリングは特定計画へのフィードバックのための資料を得るものであり、科学的・計画的な保護管理に必要不可欠である。特に、イノシシの保護管理においては、様々な指標によって地域個体群の動向を経年的に判断し、それを次の施策に反映させることがポイントとなる。モニタリング項目は次の通りとする。

モニタリング内容の検討については、管理地域区分毎に行ないそれぞれの地域の保護管理の進捗状況を把握し、過度の捕獲を招かないよう十分配慮するとともに、結果についての公表を行う。

被害状況の把握

被害作物の種類、被害発生時期、被害額、被害面積等の被害状況の把握については、市町村ごとの報告にばらつきが出ないように、病虫害防除所等のデータを活用してモニタリングするとともに、適切な被害状況把握手法について他府県事例も含め調査する。また、被害状況の増減とあわせて、被害対策の実施状況についても把握して総合的に判断するよう努める。

捕獲状況の把握

有害鳥獣捕獲及び狩猟による捕獲状況をモニタリングする。捕獲数(雌雄・成幼獣別数)、捕獲場所、捕獲努力量、目撃数(銃による捕獲隊出動時のみ)について、有害鳥獣捕獲実績報告書、狩猟者登録者を対象とした出猟カレンダー等により把握する。なお、狩猟期間延長の効果として、出猟カレンダーを活用し延長期間の捕獲状況を検証する。

個体群動向の把握

捕獲した個体について、性別、妊娠の有無、胎児数、体重(実測・目測、内臓有り・なし)等のデータを収集し、個体群の増減傾向の把握に努める。

被害状況並びに対策に関する意識調査

被害の程度を勘案するだけでなく、農林業者等、住民による自主的な被害対策の推進に資するため、住民へのアンケート又は聞き取り調査により、イノシシ被害や被害対策についての意識調査を行う。

計画の取りまとめ

また、被害状況、捕獲状況、捕獲個体情報等、毎年のモニタリングの総まとめと分析を行い、計画実施後の効果の検証及び課題の抽出を行う。

DNA 調査

保護管理を実施する上で生物学的基礎資料の収集や、個体群の生態学的分析が不可欠であることから研究機関と連携を図りながら、府内のイノシシについてサンプリングを行い、イノブタを区分するためDNA鑑定を行う。

齢構成・齢別妊娠率

生息密度推定の基礎資料収集のため、地域を定めて有害鳥獣捕獲で得られたできるだけ多くの個体について大学等の試験研究機関の協力を仰ぎ、捕獲圧の程度やイノシシの増加率の指標のパラメータを得るため、齢構成・齢別の妊娠率の把握（調査手法の検討を含む）を行う。

動物由来感染症

動物由来感染症の有無について捕獲個体からサンプリング調査を行う。動物由来感染症については、保護管理を進める上で動物との接触が避けられないことから、E 型肝炎、ダニを媒体とする感染症等、危険性の高い疾病について調査するとともに、その予防について考察し、普及啓発に努める。

表 7 に年度別の調査計画を示すが、分析の結果によっては、改めて調査計画を見直す。

表 7 年度別調査計画

調査項目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
被害状況把握					
捕獲状況把握					
個体群動向の把握					
被害状況並びに対策に関する意識調査					
計画の取りまとめ					
DNA 調査					
齢構成調査 齢別妊娠率					
動物由来感染症調査					

(3) 計画の実施体制

合意形成

本計画の実施にあたっては、行政と関係者・住民の連携により合意形成を図りながら、施策を推進する。

検討会等の設置

大阪府(環境農林水産部動物愛護畜産課、みどり・都市環境室、農政室等) 関係市町村、農林業団体、狩猟団体、自然保護団体、学識経験者等による検討会を設置し、計画内容、管理目標、実行方法、進捗状況等について検討・評価ならびに検討会メンバーによる本計画にかかわる総合的な取組を推進する。検討会の下にワーキンググループを設置し、モニタリングの内容や手法、必要なデータの収集方法等について協議検討する。

なお、インターネット等により府民から意見陳述の希望があった場合は、検討会への反映を検討する。

また、大阪府域のイノシシは県境を越えて近隣府県との間を行き来していると考えられることから、近隣府県との連携を図りながら施策を推進する。

フィードバックシステムの推進

モニタリング結果より計画の進捗状況を点検、年度計画に反映させる。計画継続の必要性について検討、見直しを行う。モニタリング結果は公表する。

(4) 普及啓発

府と関係市町村との地区協議会等の設置により、被害対策情報等の交換・提供を行なうとともに、農林業者へは関係機関との連携により講習会等を実施し防除技術等の普及指導の充実・促進に努める。

また、狩猟者への動物由来感染症等の情報についても積極的に提供する。

(5) その他

資源としての利用の検討

地域の特産品としてイノシシ肉を販売する等、捕獲個体の資源としての有効利用について検討する。

また、捕獲者個人がイノシシを処理し販売する場合には、食肉販売業や食肉処理業の許可や食品衛生責任者の資格が必要となるため、イノシシ肉の有効利用を図るため衛生管理についての普及啓発に努める。

イノシシ生息密度の推定技術の調査

イノシシの個体数管理のため、生息密度の推定方法について他府県や国等の試験研究機関との連携を図りながら、情報収集に努め、大阪府域での生息密度の推定方法について調査する。

資料編

資-表 1 大阪府内における捕獲数と狩猟登録者数の推移

年度	狩猟による 捕獲数(頭)	有害鳥獣捕獲 による捕獲数 (頭)	合計(頭)	狩猟登録者数 A(人) 1	捕獲報告者数 B(人)	報告率 B/A(%)
昭和48	349	41	390	4466	4243	95
49	216	20	236	4573	4387	96
50	465	71	536	4501	4311	96
51	442	64	506	4482	4247	95
52	402	57	459			
53	292	49	341	4073	3908	96
54	385	44	429	3545	3249	92
55	262	39	301	3136	2917	99
56	256	23	279	2771	2605	94
57	214	25	239	2657	2471	93
58	249	15	264	2379	2328	98
59	123	9	132	2074	1980	95
60	139	9	148	1890	1868	99
61	83	3	86	1726	1723	100
62	97	2	99	1542	1537	100
63	79	7	86	1442	1438	100
平成元	74	5	79	1392	1287	92
2	90	9	99	1344	932	69
3	144	7	151	1343	812	60
4	173	7	180	1309	258	20
5	201	15	216	1230	1221	99
6	181	24	205	1229	1225	100
7	193	24	217	1131	1124	99
8	237	51	288	1051	1047	100
9	316	59	375	1018	1016	100
10	427	81	508	968	966	100
11	437	122	559	939	919	98
12	455	152	607	944	931	99
13	470	202	672	886	880	99
14	592	295	887	877	766	87
15	777	446	1223	897	891	99
16	886	631	1517	867	847	98
17	904	651	1555	850		

2

昭和 48 年～平成 13 年の捕獲数は鳥獣関係統計〔環境省(平成 10 年以前環境庁)〕より

平成 14～16 年度の捕獲数は平成 17 年度鳥獣被害対策調査(イノシシ)[大阪府]より

1: 昭和 55 年度より狩猟に関する制度が改正され、狩猟免許以外に狩猟登録が必要となったため、

昭和 48 年～54 年度は「狩猟免許者数」を、昭和 55 年度以降は「狩猟登録者数」を採用した。

2: 昭和 52 年の狩猟登録者数、捕獲報告者数、報告率はデータ欠損。

資-表2 狩猟における手法別捕獲数の推移

年度	網・わな猟 (頭)	割合(%)	第1種銃猟 (頭)	割合(%)	狩猟による 捕獲数(頭)
平成元	6	8.1	68	91.9	74
2	5	5.6	85	94.4	90
3	18	12.5	126	87.5	144
4	24	13.9	149	86.1	173
5	28	13.9	173	86.1	201
6	24	13.3	157	86.7	181
7	14	7.3	176	91.2	193
8	50	21.1	187	78.9	237
9	103	32.6	213	67.4	316
10	133	31.1	294	68.9	427
11	209	47.8	228	52.2	437
12	238	52.3	217	47.7	455
13	254	54.0	216	46.0	470
14	328	55.4	264	44.6	592
15	502	64.6	275	35.4	777
16	609	68.7	277	31.3	886
17	618	68.4	286	31.6	904

昭和48年～平成13年の捕獲数は鳥獣関係統計〔環境省〔平成10年以前環境庁〕〕より
平成14～16年度の捕獲数は平成17年度鳥獣被害対策調査(イノシシ)〔大阪府〕より

資-表3 有害鳥獣捕獲における手法別捕獲数 (頭)

捕獲手法	平成15年度				平成16年度				平成17年度						
	オ	ス	メ	不明	合計	オ	ス	メ	不明	合計	オ	ス	メ	不明	合計
銃	29	31			60	57	40	2		99	57	67			124
箱わな	60	40	44		144	227	74	13		314	238	109	3		350
囲いわな	8	10	3		21	29	25			54	16	18			34
くくりわな	48	53	2		103	51	37			88	80	54			134
網					0			1		1	1				1
不明	2	4	112		118	37	38			75	6	2			8
合計	147	138	161		446	401	214	16		631	398	250	3		651

箱わな:「檻」「捕獲檻」を含む

平成17年度鳥獣被害対策調査(イノシシ)〔大阪府〕より

資-表4 市町村別捕獲数の推移

地域	市町村	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
北部豊能	能勢町	18	13	7	23
	豊能町	29	51	61	14
	箕面市	12	27	10	23
	池田市	5	5	3	11
	小計	64	96	81	71
北部三島	島本町	3	0	0	5
	高槻市	8	12	5	6
	茨木市	9	7	14	14
	小計	20	19	19	25
中部	四条畷市	0	0	0	3
	東大阪市	20	60	60	69
	八尾市	39	75	89	39
	柏原市	17	37	62	62
	小計	76	172	211	173
南河内	羽曳野市	0	1	0	0
	大阪狭山市	0	0	0	0
	河内長野市	18	38	84	45
	太子町	4	6	9	6
	河南町	12	6	10	12
	千早赤阪村	10	9	13	11
	小計	44	60	116	74
泉州	和泉市	10	21	24	45
	岸和田市	8	10	6	0
	貝塚市	0	10	19	10
	泉佐野市	19	18	26	60
	熊取町	9	6	4	12
	泉南市	24	7	37	21
	阪南市	21	27	11	49
	岬町	0	0	77	111
	小計	91	99	204	308
	合計	295	446	631	651

資-表5 有害鳥獣捕獲の捕獲手法、市町村別 CPUE

		H15	H16	H17			H15	H16	H17
く	能勢町		0.065		箱	能勢町		0.143	0.012
	豊能町		0.016	0.018		豊能町		0.069	0.016
	池田市		0.003	0.000		池田市		0.000	0.003
	箕面市			0.003		箕面市			0.001
	茨木市		0.000	0.003		茨木市			0.003
	島本町			0.011		高槻市		0.001	0.000
	東大阪市	0.058	0.054	0.001		四条畷市		0.025	0.025
	八尾市	0.004	0.001	0.000		八尾市	0.010	0.012	0.012
	柏原市	0.002	0.009	0.000		柏原市	0.019	0.020	0.020
	太子町	0.042	0.006	0.004		河内長野市		0.035	0.035
わ	河南町	0.001			羽曳野市	0.007			
	阪南市	0.108		0.004	太子町	0.027	0.030	0.030	
	岬町		0.048	0.001	河南町		0.097	0.097	
	池田市			0.167	和泉市	0.133	0.276	0.276	
な	箕面市			0.012	な	岸和田市	0.086	0.250	0.250
	茨木市			0.003	貝塚市	0.008	0.016	0.016	
	高槻市			0.006	泉佐野市	0.112			
	河内長野市			0.003	熊取町	0.045	0.011	0.011	
	太子町			0.000	阪南市		0.038	0.038	
	河南町			0.013	岬町		0.062	0.062	
	千早赤阪村			0.037	困	能勢町		0.143	
	和泉市			0.138	い	豊能町			0.002
	泉南市			0.001	わ	茨木市	0.011	0.011	0.033
	阪南市			0.007	な	河内長野市	0.104	0.016	0.009

資-表6 平成16年イノシシによる農林業被害一覧

管轄	市町村名	被害作物	被害状況	面積 (ha)	金額(円)	被害時期
北部 (池田分室)	能勢町	水稲	食害	1.0	360,000	8～10月
		野菜	食害	1.0	200,000	年中
		クリ	食害	1.0	575,000	9～11月
		タケノコ	食害	-	-	4～5月
	豊能町	水稲	食害、踏みつけ	0.8	967,466	
	箕面市	水稲	食害、踏みつけ	4.5	449,000	4～10月
		クリ	食害、踏みつけ	1.0	60,000	1～10月
	池田市	植木	食害、掘り起こし	0.3	1,984,000	年中
		野菜	食害、掘り起こし	0.1	301,000	年中
		水稲	食害、踏みつけ	0.2	100,000	6～10月
果樹		食害	0.3	75,000	8～12月	
北部 (本所)	茨木市	水稲、サツマイモ、 野菜	食害、踏みつけ	2.4	641,000	5～10月
	高槻市	タケノコ	食害	1.3	195,000	3～4月
		水稲	食害	6.8	223,800	8月下旬～9月
島本町	タケノコ	食害(地下茎の食害)	0.01	-	11月	
中部	四條畷市	野菜、イモ類	食害、掘り返し	0.6	500,000	10～12月
	東大阪市	水稲	食害	0.2	-	出稲時
		サツマイモ	食害	0.2	-	収穫時
	八尾市	イモ類	食害	0.2	-	2、8、9、11月
		植木、花卉	踏みつけ	1.1	-	2、8、9、11月
	柏原市	水稲	踏みつけ	-	700,000	9、10月
		野菜	掘り返し	-	-	年中
南河内	羽曳野市	ブドウ、野菜	踏みつけ	-	-	9月上旬～12月 中旬
		富田林市	サツマイモ等	食害	0.1	100,000
	河内長野市	水稲	踏みつけ	1.0	412,806	8、9月
	太子町	イモ類	食害	0.3	2,000,000	3月
		水稲	踏みつけ	0.5	1,000,000	9～11月
	河南町	水稲等	食害	0.6	330,000	8～11月
	千早赤阪村	水稲等	食害	2.0	1,150,000	9～11月
泉州	和泉市	ミカン、クリ、 野菜、イモ類	食害	200.0	1,200,000	9～3月
		タケノコ	食害	5.0	1,110,000	3～5月
	岸和田市	野菜、水稲	食害、踏みつけ	15.0	1,100,000	1～12月
		タケノコ	食害	8.0	1,400,000	3～5月
	貝塚市	水稲、クリ	食害、踏みつけ	0.4	200,000	9～10月
		野菜	食害	0.6	800,000	1～12月
		タケノコ	食害	3.0	700,000	2～5月
		緑化苗木	踏みつけ	0.8	320,000	1～12月
	熊取町	野菜、水稲等	食害	1.0	1,000,000	年中
		タケノコ他	食害	5.0	4,000,000	1～5月
	泉佐野市	水稲	食害、踏みつけ	1.2	1,170,000	7～10月
		農道	路肩崩壊	-	200,000	10～3月
		タケノコ	食害	-	-	4～5月
		林道	路肩崩壊	-	400,000	10～3月
	泉南市	水稲、野菜、果樹等	食害、踏みつけ	111.0	5,057,000	年中
		タケノコ	食害等	6.0	607,000	3月
	阪南市	水稲、野菜、果樹	食害、踏みつけ	41.0	4,100,000	9～11月
マツタケ、タケノコ		食害、踏みつけ	20.0	2,000,000	2～6月	
岬町	水稲、サツマイモ	食害、踏みつけ	115.0	2,118,000	年中	
	タケノコ	食害、踏みつけ	10.0	2,220,000	年中	

「大阪府有害鳥獣捕獲実施要領に基づく被害状況報告書」より

被害作物が不明のものは除く

資-表 8 管理地域区別の農林業被害の推移

北部管理地域		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
農林業 被害 金額	農業被害(千円)	7,630	11,690	13,640	15,930	14,530	25,802	25,660	20,681	15,471	14,777	9,552	11,847
	林業被害(千円)	5,080	5,640	5,640	4,550	2,650	1,200	5,800	5,550	8,810	200	770	646
	農林業被害額(千円)	12,710	17,330	19,280	20,480	17,180	27,002	31,460	26,231	24,281	14,977	10,322	12,493
農林業 被害 面積	農業被害面積(ha)	61.97	36.53	20.52	19.42	42.2	38.02	37.44	34.5	23.9	14.04	21.19	24.91
	林業被害面積(ha)	6.57	6.59	5.58	7.52	4.63	3.09	5	4.6	6.34	1	2.3	2.5
	農林業被害面積(ha)	68.54	43.12	26.1	26.94	46.83	41.11	42.44	39.1	30.24	15.04	23.49	27.41
中・南部管理地域		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
農林業 被害 金額	農業被害(千円)	3,500	3,900	16,810	11,835	15,220	19,670	25,673	27,063	28,048	24,745	23,638	19,068
	林業被害(千円)	4,130	3,950	2,920	2,590	1,650	7,100	6,600	6,650	6,850	12,237	11,497	12,399
	農林業被害額(千円)	7,630	7,850	19,730	14,425	16,870	26,770	32,273	33,713	34,898	36,982	35,135	31,467
農林業 被害 面積	農業被害面積(ha)	19.88	119.61	251.21	262.62	152.99	306.13	208.86	200.74	235.46	507.05	491.74	479.19
	林業被害面積(ha)	75.32	29.32	22.32	22.05	7.82	15.6	30.72	30.92	30.85	54.8	57.8	45
	農林業被害面積(ha)	95.2	148.93	273.53	284.67	160.81	321.73	239.58	231.66	266.31	561.85	549.54	524.19
大阪府計		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
農林業 被害 金額	農業被害(千円)	11,130	15,590	30,450	27,765	29,750	45,472	51,333	47,744	43,519	39,522	32,505	30,915
	林業被害(千円)	9,210	9,590	8,560	7,140	4,300	8,300	12,400	12,200	15,660	12,437	12,952	13,045
	農林業被害額(千円)	20,340	25,180	39,010	34,905	34,050	53,772	63,733	59,944	59,179	51,959	45,457	43,960
農林業 被害 面積	農業被害面積(ha)	81.9	156.1	271.7	282.0	195.2	344.2	246.3	235.2	259.4	521.1	512.1	504.1
	林業被害面積(ha)	81.9	35.9	27.9	29.6	12.5	18.7	35.7	35.5	37.2	55.8	59.1	47.5
	農林業被害面積(ha)	163.8	192.0	299.6	311.6	207.7	362.9	282.0	270.7	296.6	576.9	571.2	551.6

資-表 8 年齢別狩猟免許交付状況（大阪府）

年度	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60才以上	計(人)
昭和55	667	3,063	3,004	1,451	531	8,716
56	691	3,131	3,047	1,468	539	8,876
57	634	2,875	2,561	661	362	7,093
58	643	2,911	2,594	669	366	7,183
59	630	2,852	2,542	655	392	7,071
60	393	1,227	2,008	1,603	530	5,761
61	72	887	2,109	1,902	776	5,746
62	92	915	2,128	1,876	761	5,772
63	47	439	1,847	1,713	743	4,789
平成元	43	348	1,713	1,793	897	4,794
2	46	324	1,699	1,798	942	4,809
3	44	325	1,442	1,539	829	4,179
4	43	209	1,321	1,645	985	4,203
5	47	183	1,202	1,688	1,120	4,240
6	64	184	1,120	1,545	923	3,836
7	41	151	928	1,538	1,161	3,819
8	41	164	919	1,687	1,450	4,261
9	34	121	568	1,461	1,287	3,471
10	35	124	515	1,513	1,354	3,541
11	15	91	373	1,463	1,496	3,438
12	37	153	403	1,396	1,440	3,429
13	34	143	365	1,338	1,407	3,287
14	34	124	339	1,320	1,405	3,222
15	13	117	220	1,036	1,562	2,948
16	19	123	211	961	1,669	2,983

鳥獣関係統計〔昭和55年～平成16年，環境省（平成10年以前環境庁）〕

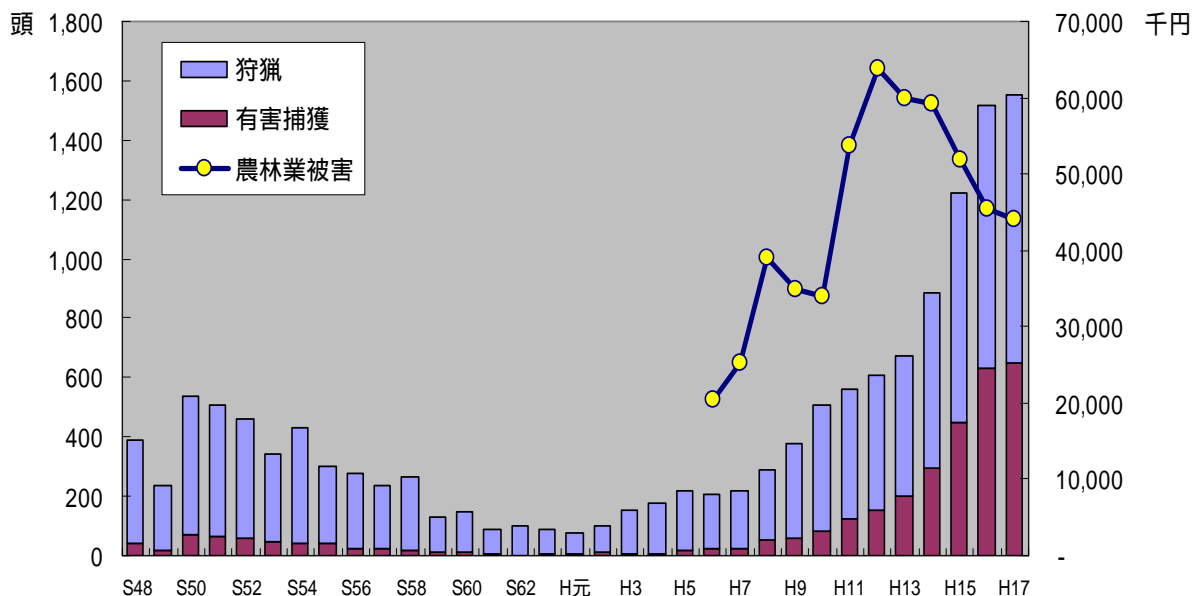
昭和55年より狩猟による制度改正

資-表 9 狩猟免許の種類別狩猟登録者数（免許交付のうち大阪府で狩猟登録をしている者）

	網・わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟	計
昭和55	46	3,006	84	3,136
56	52	2,635	84	2,771
57	56	2,508	93	2,657
58	49	2,252	78	2,379
59	49	1,960	65	2,074
60	39	1,781	70	1,890
61	37	1,630	59	1,726
62	41	1,450	51	1,542
63	43	1,346	53	1,442
平成元	45	1,291	56	1,392
2	41	1,247	56	1,344
3	47	1,246	50	1,343
4	40	1,211	58	1,309
5	40	1,135	55	1,230
6	44	1,133	52	1,229
7	52	1,015	64	1,131
8	49	948	54	1,051
9	67	895	56	1,018
10	81	834	53	968
11	99	788	52	939
12	141	743	60	944
13	158	670	58	886
14	172	648	57	877
15	192	652	53	897
16	214	635	18	867
17	229	609	12	850

鳥獣関係統計〔昭和 55 年～平成 16 年，環境省（平成 10 年以前環境庁）〕

昭和 55 年より狩猟による制度改正



資 - 図 1 イノシシ捕獲頭数と農林業被害金額の推移（府内全域）

1 審議経過

開 催 日	審 議 事 項
第 32 回 環境審議会 平成 18 年 11 月 21 日	大阪府イノシシ保護管理計画の策定について (諮問)
第 3 回 野生生物部会 平成 18 年 12 月 20 日	1 大阪府イノシシ保護管理計画案の検討委員会経過について 2 大阪府イノシシ保護管理計画案について
第 4 回 野生生物部会 平成 19 年 2 月 8 日	1 大阪府イノシシ保護管理計画案の修正案について 2 大阪府イノシシ保護管理計画 部会報告(案)について

2 野生生物部会委員 (五十音順・敬称略)

(環境審議会委員)

朝日 稔	(兵庫医科大学名誉教授)
石井 実	(大阪府立大学大学院教授)
笹川 悦子	(J A大阪女性協議会副会長)
古川 光和	(大阪府森林組合名誉組合長)
又野 淳子	((財)日本野鳥の会大阪支部会員)

(専門委員)

鳥居 春己	(奈良教育大学助教授)
村上 興正	(同志社大学講師)
森下 郁子	((社)淡水生物研究所長)
森本 幸裕	(京都大学大学院教授)
谷口 太郎	((社)大阪府獵友会会長)

(注) は部会長

写

動畜第2580号
平成18年11月21日

大阪府環境審議会
会長 南 努 様

大阪府知事 太田



大阪府イノシシ保護管理計画の策定について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第7項並びに第14条第3項において準用する第4条第3項の規定に基づき、大阪府イノシシ保護管理計画の策定等について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条に基づき、都道府県知事は区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、長期的な観点から当該鳥獣の保護管理に関する計画（特定鳥獣保護管理計画）を定めることができるとされています。

大阪府では、府域全域にイノシシによる農林業被害が増加しており、人間活動とのあつれきを起こしています。

大阪府としては、イノシシによる農林業被害を軽減させ、人とイノシシの共存を図るため、イノシシを対象として有害鳥獣の捕獲や被害の防止、生息環境の整備などを総合的に行うため、平成19年4月1日から5年間の計画期間とする大阪府イノシシ保護管理計画を策定するとともに、同期間内における環境大臣が定める狩猟の制限期間を延長するため、同法第7条第7項並びに第14条第3項において準用する法第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。